

平成29年度 活動方針

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、同法に基づく都市農業振興基本計画が昨年5月に策定された。これを受けて、この度、生産緑地法等の都市農地関連制度が改正され、生産緑地の面積要件が緩和されるなど、本協議会の長年にわたる要望の一部が実現した。

今後さらに、同計画に基づき、農地に関わる税制の見直しや農業振興に係る具体的な施策が早期に実施されるよう、本協議会が活動していくことが必要である。そこで、平成29年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 住民へのPRの促進

都市農地は、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育など多様な機能を有しており、適正な保全が求められている。

また、都市農地は農業者の日々の生産活動により支えられていることから、都市に立地する特性を活かした農業の振興をより一層図る必要がある。

そのために、都市住民の多様なニーズに応える都市農業の振興に努めるとともに、都市農地の役割や必要性について、都市住民の理解を深めるべく様々な機会を通じて広く発信していく。

2 国に対する制度見直し等の要望

農林水産省、国土交通省と財務省が連携を強化して、平成30年度税制改正の大綱に都市農地の保全が推進されるよう相続税納税猶予制度の適用拡大等の措置内容を盛り込むこと、および都市農地の保全に向けた農地制度に係る関係法令の整備・改善に早急に取り組むことを求めていく。

3 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。

4 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。